

鳥取県監査委員告示第1号

鳥取県監査規程（昭和42年鳥取県監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成19年3月30日

鳥取県監査委員 石 差 英 旺
鳥取県監査委員 井 上 耐 子
鳥取県監査委員 上 村 忠 史
鳥取県監査委員 福 間 裕 隆

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>（趣旨） 第1条 この規程は、鳥取県監査委員条例（昭和23年鳥取県条例第40号）<u>第13条</u>の規定に基づき、監査に関する事項について定めるものとする。</p>	<p>（趣旨） 第1条 この規程は、鳥取県監査委員条例（昭和23年<u>6月</u>鳥取県条例第40号）<u>第12条</u>の規定に基づき、監査に関する事項について定めるものとする。</p>

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。